

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位：円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費 一口当たりの金額、もし くは最低限の金額 (単位：円)	交付又は支出日等 (支出決定 日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分
公益財団法人 日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	320,000		2019/4/26		公財	国所管
		592,000		2019/6/28			
公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク	脳死下臓器提供の費用配分	1,667,760		2019/4/26		公社	国所管
		2,886,320		2019/5/31			
		2,377,600		2019/6/28			
		2,561,520		2019/6/28			
	日本臓器移植ネットワーク 令和元年度会費（心臓移植施設・肺移植施設・HLA検査施設）		500,000	2019/5/31	移植施設である当センターが臓器提供を受けるため必要不可欠なため		

【記載要領】

(注1) 「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2) 「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3) 「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。